

# FFSメンバーシップ制度 実施要綱

令和6年10月10日

第2版 令和6年12月10日

第3版 令和7年2月3日

## 第1条 目的

- 福岡市では、2018年1月に一人一花運動をスタートし、市民・企業・行政が一体となって、「花による共創のまちづくり」を目指している。この取組みをさらに進めるため、「花をテーマとしたMICE」である「Fukuoka Flower Show（以下、「FFS」）」の実現に向けてチャレンジすることとしており、FFSにより一人一花運動の輪を広げるとともに、市民生活の質の向上や観光・MICEの推進等にもつながる好循環の仕組みを成立させたいと考えている。
- メンバーシップ（会員登録）制度は、FFSやその機運醸成のための企画・イベント等として、一人一花推進事業実行委員会（以下、「実行委員会」）の事業に加え、市民や企業・行政が一体となって、年間を通じてFFS会場内外で取り組む共創事業を進めることを目的とする。

## 第2条 事業内容

- 実行委員会委員長（以下「委員長」）は、第1条の目的に資する資金・場所・マンパワー・コンテンツ等の提供をいただけると申し出のあった企業・団体と、内容について適宜調整等を行った上で、FFSメンバーシップ会員（以下「メンバーシップ会員」）として登録すると共に、メンバーシップ会員からの提供を受け共創する事業（以下「メンバーシップ事業」）を決定する。  
メンバーシップ事業については、メンバーシップ会員と連携して実施する。  
また、メンバーシップ会員からの提供内容に応じ、メンバーシップ会員に対して特典の付与等を実施する。

## 第3条 メンバーシップ会員からの提供

- メンバーシップ会員からの提供は、以下の①～⑥のいずれか、または複数の方法で行うものとする。
  - 提供内容は、まず提供内容の案を委員長へ提案（様式2）し、協議・調整を行ったうえで、委員長がメンバーシップ会員に実施を依頼（様式2）したものに限る。
    - ① 資金の提供（例：ガーデン出展への協賛）
    - ② 場所の提供（例：各社が持つオープンスペース等の占用）
    - ③ ネットワークの提供（例：関連企業の紹介、各社が持つ広報媒体でのPR）
    - ④ マンパワーの提供（例：花の祭典やコラボ企画運営への職員派遣）
    - ⑤ モノの提供（例：花装飾の提供、各社が持つ機材や商品などのリソースの提供）
    - ⑥ 機会・コンテンツの提供（例：既存事業とのコラボ、パフォーマンス等の紹介、斡旋）
- ※②～⑥についても、換算額を提示（様式2）すること

## 第4条 メンバーシップ会員の特典等

- メンバーシップへの登録後、すべての会員はベーシック特典の対象者となる。
- また、スペシャル特典として、年度中の協賛・提供の度合いに応じ、翌年度に特典が得られる。
- 特典は予算や、提供の状況を見て検討し、決定次第知らせるものとする。

特典	対象	内容(イメージ)※詳細検討中
ベーシック特典	すべてのメンバーシップ会員	FFS ロゴ、FFS Pre-Event キビジュアルの使用許可 花の祭典チケット先行販売期間での購入権（特典期間終了） HP 等への社名掲載
スペシャル特典	10万円以上 50万円未満相当の提供	5千円～2.5万円相当の FFS 関連チケット 又はグッズ等
	50万円以上 100万円未満相当の提供	2.5万円～5万円相当の FFS 関連チケット 又はグッズ等
	100万円以上相当の提供	5万円相当の FFS 関連チケット又はグッズ等

※FFS ロゴの使用については別途定める「Fukuoka Flower Show ロゴの使用に関する要綱」を遵守すること。

※FFS Pre-Event キビジュアルについては別途定める「Key Visual Guidelines」を遵守すること。

## 第5条 登録要件

- メンバーシップ会員となるものは、以下の項目をすべて満たす企業・団体（個人を除く）とする。

○任意団体については原則対象外とするが、公的な機関から認定を受けている団体はメンバーシップ会員となることができる。(登録申込み時に公的な機関から認定を受けていることがわかる書類を添付すること)

(1) 第3条に定める提供を行うことができること

(2) メンバーシップ事業が専ら営利のために利用されるものではないこと

(3) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動をしていないこと

(4) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚していないこと。かつ、メンバーシップ会員になることにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと

(5) 法令及び公序良俗に反していないこと

(6) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

なお、委員長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申込者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

## 第6条 登録方法

○メンバーシップ会員への登録を希望するもの(以下、「申込者」)は、申込書(兼登録証)【様式1】、提供提案書(兼依頼書)【様式2】、役員名簿【様式3】及び必要な添付書類を委員長へ電子メールで提出する。

○委員長は、申込書に記載の内容が本要綱で定める登録要件に該当した場合、提供提案書の内容について申込者と必要な調整を行ったうえで、提供内容を決定する。

○提供内容の決定後、委員長から申込者に(申込書兼)登録証【様式1】と(提供提案書兼)依頼書【様式2】を発行することで、メンバーシップ会員登録を行う。

○メンバーシップ会員は、申込書の内容に変更が生じた場合は、変更申込書(兼登録証)【様式4】、提供に係る提案に変更が生じた場合は、あらためて(提供提案書兼)依頼書【様式2】を委員長へ提出するものとする。

## 第7条 提供状況の確認

○メンバーシップ会員は、メンバーシップ事業のための提供状況について、原則、年度末に報告書【様式5】により、委員長へ報告を行うものとする。ただし、委員長は、メンバーシップ会員に対して、適宜、資料の提出又は報告を求めることができ、メンバーシップ会員は、これに応じなければならない。

## 第8条 登録期間

○登録は、原則として登録を行った日から最初の年度末までとし、双方より申し出のない限り自動更新する。

○ただし、メンバーシップ会員が本実施要綱で定める内容を満たしていないこと等が判明した場合には、委員長は登録の取り消しを行うことができる。

## 第9条 メンバーシップ会員の提供に対する責任

○メンバーシップ会員からの提供に際して、第三者との間に紛争が生じた場合や損害が発生した場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、委員長は責任を負わないものとする。

## 第10条 個人情報の取り扱い

○メンバーシップ会員から提供された個人情報は、本要綱に基づく事業にかかる事務の範囲内でのみ利用するもので、福岡市個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはない。

## 第11条 補則

○この要綱に定めるもののほか、FFSメンバーシップ制度の実施に関し必要な事項については委員長が定める。

## 附則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

第2版 令和6年12月10日

第3版 令和7年2月3日

## 改訂履歴

- ・第3条 ⑥のカッコ内の表記を一部追加（令和6年12月10日）

改訂後	改訂前
例：既存事業とのコラボ、パフォーマンス等の紹介、斡旋	既存事業とのコラボ、紹介、斡旋

- ・第4条 スペシャル特典内容の表記を一部追加（令和6年12月10日）

改定後	改訂前
・・・相当のFFS関連チケット又はグッズ等	・・・相当のチケット又はグッズ等

- ・第4条 ベーシック特典にFFS Pre-Event キービジュアルの使用許可を追加、チケット先行販売期間の購入権の特典期間終了を追記。（令和7年2月3日）

改定後	改訂前
FFS ロゴ、FFS Pre-Event キービジュアルの使用許可 花の祭典チケット先行販売期間での購入権（特典期間終了） HP 等への社名掲載	FFS ロゴの使用許可 花の祭典チケット先行販売期間での購入権 HP 等への社名掲載

### 【FFSメンバーシップ事務局（受託者）】日本コンベンションサービス株式会社

〒810-0002 福岡市中央区西中洲12-33 福岡大同生命ビル7階

TEL：050-5799-4749 E-mail：ms-ffs-pre2025@convention.co.jp

### 一人一花推進事業実行委員会 事務局（福岡市住宅都市局一人一花推進部フラワーショー担当）

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4424 FAX：092-733-5590 E-mail：hitorihitohana.HUPB@city.fukuoka.lg.jp